

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定（福祉保健課）
- 生活保護法による診療所等の廃止（ 〃 ）
- 青少年に有害な図書類の指定（児童家庭課）
- 保険薬剤師の登録（保険課）
- 土地改良事業の認可申請の適否の決定（農村整備課）
- 土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定（ 〃 ）
- 保安林の指定の解除予定（森林保全課）
- 土地収用法による事業の認定（管理課）
- ◇ 告 行政書士試験の合格者

## 告 示

### 鳥取県告示第三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により次のとおり告示する。

平成七年一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 名                 | 所 | 所 在 地           | 指 定 年 月 日  |
|-------------------|---|-----------------|------------|
| 荻原医院              |   | 八頭郡河原町大字長瀬八二一   | 平成六年十一月十八日 |
| 今宮歯科クリニック         |   | 鳥取市湖山町北六丁目三三〇一六 | 平成六年十二月六日  |
| 境港老人訪問看護ステーション幸朋苑 |   | 境港市誠道町二〇八三      | 〃          |
| 鳥取県看護協会訪問看護ステーション |   | 鳥取市江津三二八一       | 〃          |
| 訪問看護ステーション博愛      |   | 米子市西福原一五〇九      | 平成六年十二月八日  |

### 鳥取県告示第三十三号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関等から診療所等を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成七年一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 名 称     | 所 在 地          | 廃 止 年 月 日 |
|---------|----------------|-----------|
| 荻原医院    | 八頭郡河原町大字長瀬七四一九 | 平成六年十一月一日 |
| 今宮歯科診療所 | 鳥取市湖山町北六丁目四〇三  | 平成六年十月三十日 |
| 山口整骨院   | 鳥取市吉成南町一丁目一一〇  | 平成六年十二月九日 |

鳥取県告示第三十四号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成七年一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 指定番号    | 種 別           | 図 書                           |        | 発行記号等                  | 類 別                |
|---------|---------------|-------------------------------|--------|------------------------|--------------------|
|         |               | 題 号                           | 号      |                        |                    |
| 5 2 0 6 | 雑誌その他<br>の刊行物 | ざくらんぼ通<br>1994 9月号            | 信<br>R | 雑誌<br>14013-9          | 表示された<br>房 大 洋 書 房 |
| 5 2 0 7 | 〃             | S U G A<br>1994 11月号          | R      | 雑誌<br>04167-11         | (株)サン出版            |
| 5 2 0 8 | 〃             | 投稿ニャンニャン<br>1994 10月号         | 真<br>写 | 雑誌<br>16747-11         | (株)サン出版            |
| 5 2 0 9 | 〃             | 投稿ニャンニャン<br>1994 11月号         | 真<br>写 | 雑誌<br>16747-10         | (株)サン出版            |
| 5 2 1 0 | 〃             | ぬぎたてのスキヤンダル                   | 不<br>明 |                        | 株式会社<br>ドリ         |
| 5 2 1 1 | 〃             | T O K Y O ナンパ倶楽部<br>1994 10月号 | 雑<br>誌 | 雑誌<br>16673-10         | 株式会社<br>ラ          |
| 5 2 1 2 | 〃             | 誘 惑 の 影                       | 影      | ISBN-06-<br>2532 BQ.31 | フトラクテイル<br>プ       |
| 5 2 1 3 | 〃             | 極 上 の 肉 体                     | 体      | ISBN-06-<br>2532 XZ108 | フトラクテイル<br>プ       |
| 5 2 1 4 | 〃             | 愛 に 溺 れ て                     | て      | BOOKNO.<br>ANG-31      | DANDY.<br>P L A N  |
| 5 2 1 5 | 〃             | ス リ ム な 女                     | 女      | NO. 34                 | 北 陽 出 版            |
| 5 2 1 6 | 〃             | も み も み 淑 女                   | 女      | NO. 31                 | 北 陽 出 版            |

|         |       |                     |                  |                |
|---------|-------|---------------------|------------------|----------------|
| 5 2 1 7 | 〃     | み る く の 匂 い         | NO. 32           | 北 陽 出 版        |
| 5 2 1 8 | 〃     | C O M I C パピ<br>2月号 | 雑誌コー<br>03849-2  | フ ラ ン ス 院      |
| 5 2 1 9 | 〃     | 漫 画 ポ ン<br>2月号      | 雑 誌<br>18327-2   | 株 式 公 社<br>大 都 |
| 5 2 2 0 | 〃     | COMICペンギンク<br>1月号   | 雑誌コー<br>17973-1  | (株)辰巴出版        |
| 5 2 2 1 | 〃     | COMICキヤンデ<br>海賊版2月号 | 雑誌コー<br>12877-2  | 富士美出版(株)       |
| 5 2 2 2 | 録画テープ | ビッグスベシヤル<br>愛咲わかり   | V I P S -<br>015 | 不 明            |

鳥取県告示第三十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成七年一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 氏 名       | 登録の記号及び番号 | 登録の年月日   |
|-----------|-----------|----------|
| 平 家 千 夏   | 鳥薬第九一三号   | 平成七年一月五日 |
| 石 津 八 重 美 | 鳥薬第九一四号   | 平成七年一月十日 |

鳥取県告示第三十六号

八頭郡八東町大字皆原八一加藤正男ほか十二人の者が共同（皆原地区土地改良事業共同施行）して行う土地改良事業に係る皆原地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成七年一月二十三日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

八東町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三十七号

智頭町が行う土地改良事業に係る南方地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成七年一月二十三日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

智頭町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三十八号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成七年一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町赤松字門野五六三の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び大山町役場に備え

置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第三十九号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成七年一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

米子市

二 事業の種類

農業集落排水事業五千石地区処理施設建設事業

三 起業地

1 収用の部分 米子市諏訪字三ノ田地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

米子市加茂町一丁目一

米子市役所

公 告

平成6年10月23日に実施した平成6年度鳥取県行政書士試験に合格した者は、次のとおりである。

平成7年1月20日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

中 田 正 博 松 原 照 一 郎

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千円(送料を含む)】